

# 秦忌寸朝元伝考

——万葉集人物伝研究(一)——

川上富吉

## 一 はじめに

「大妻女子大学文学部紀要」第三号(昭和四十六年三月)に発表した拙稿「長忌寸意吉麻呂伝考」において、その稿を

万葉集の中に異才を放つ長忌寸意吉麻呂をはじめとして、その周辺、万葉歌風最盛期の代表的歌人たち——柿本朝臣人麻呂・高市連黒人・山上臣憶良ら——、さらには、それら一流歌人を支えた帰化族人——角兄麻呂・忍坂部乙磨・坂門人足・調首淡海・春日藏首老・坂上忌寸人長・吉田連宣・秦忌寸朝元・薩妙觀ら——の文化的文学的基盤についての研究が隆盛にならんことを期して筆を擱くことにし、大方の御教示御叱正を待つ次第である。

と結んだ。いわば、万葉集の人物論的研究を志向したのであるが、この志向の線に沿ってこの稿では「秦忌寸朝元」についての伝記考証を試みてみることにする。

秦忌寸朝元は、萬葉集中、卷第十七に、

天平十八年正月白雪多零積<sub>レ</sub>地數寸也。於時左大臣橘卿率<sub>二</sub>大納言藤原豐成朝臣及諸王諸臣等<sub>一</sub>參<sub>二</sub>入上天皇御在所<sub>一</sub>西院供奉掃<sub>レ</sub>雪。於是降<sub>レ</sub>詔大臣參議并諸王者令<sub>レ</sub>侍<sub>二</sub>于大殿上<sub>一</sub>諸卿大夫者令<sub>レ</sub>侍<sub>二</sub>于南細殿<sub>一</sub>而則賜<sub>レ</sub>酒肆宴。勅曰汝諸王卿等聊賦<sub>二</sub>此雪<sub>一</sub>各奏<sub>二</sub>其詞<sub>一</sub>。

左大臣橘宿禰應<sub>レ</sub>詔歌一首  
布流由吉乃 之路髮麻泥爾 大皇爾 都可倍麻都禮婆 貴久母安  
流香(三九二二)

紀朝臣清人應<sub>レ</sub>詔歌一首

天下 須泥爾於保比底 布流雪乃 比加里乎見禮婆 多敷刀久母  
安流香(三九二二)

紀朝臣男梶應<sub>レ</sub>詔歌一首

山乃可比 曾許登母見延受 乎登都日毛昨日毛今日毛 由吉能布  
禮禮婆(三九二四)

葛井連諸會應<sub>レ</sub>詔歌一首

新 年乃婆自米爾 豐乃登之 思流須登奈良思 雪能敷禮流波  
大伴宿禰家持應<sub>レ</sub>詔歌一首  
大宮之 宇知爾毛刀爾毛 比賀流麻泥 零流白雪 見禮杼安可奴  
香聞(三九二六)

藤原豐成朝臣 巨勢奈底磨朝臣 大伴牛養宿禰  
藤原仲麻呂朝臣 三原王 智努王  
船王 邑知王 山田王  
林王 穗積朝臣老 小田朝臣諸人  
小野朝臣綱手 高橋朝臣國足 太朝臣德太理

高丘連河内 秦忌寸朝元 榑原造東人

右件王卿等應詔作歌依次奏之。登時不記其歌漏失。但秦忌寸朝元者左大臣橋脚諱曰。靡堪賦歌以磨贖之。因此黙止也。

と見えるのみであって、萬葉集をはじめとして他の上代文献にもその文学的著作をとどめることのない人物である。

作歌を一首も残さなかったわりには秦忌寸朝元に関する伝記は早く『懐風藻』の釋辨正の伝に、

辨正法師者。俗姓秦氏。性滑稽。善談論。少年出家。頗洪玄學。太寶年中。遣學唐國。時遇李隆基龍潛之日。以善圍碁。屢見賞遇。

有子朝慶朝元。法師及慶在唐死。元歸本朝。仕至大夫。天平年中。拜入唐判官。到大唐見天子。天子以其父故。特優詔厚賞賜。還至本朝尋卒。

と略記され、鹿持雅澄の『萬葉集人物伝』にも、

續紀に、養老三年四月丁卯、秦朝元賜忌寸姓、五年正月甲戌、詔曰云々、(津守連通傳の下に引るが如し)、醫術從六位下、秦朝元賜絶十疋、絲十絢、布二十端、歟二十口、天平二年三月辛亥、太政官奏、云々、又諸蕃異域風俗不同、若無譯語、難以通事、仍仰云々、秦朝元云々等五人、各取弟子一人、令習漢語者、詔並許之、三年正月丙子、正六位上、秦忌寸朝元授外從五位下、七年四月戊申、授外從五位上、九年十二月壬戌、爲圖書頭、十八年三月丁巳、爲主計頭、懷風藻云、辨正法師者、俗姓秦氏云々、大寶年中、遣學唐國、云々、有子朝慶、朝元、法師及慶、在唐死、元歸本朝、仕至大夫、天平年中、拜入唐判官、到大唐見天子、天子以其父故、特優詔厚賞賜、還至本朝尋卒、と見えたり、

と略記されているとおり、全くの「伝未詳」ではなく、かなり明瞭にできる人物なのである。

ところで、万葉研究史の上で、秦忌寸朝元個人に焦点を絞った論考

は、私見によれば、

①朝元 中西進(昭和38年10月13日古代文学学会大会口頭報告)

②秦忌寸朝元 市村宏(昭和39年11月「文学・語学」第38号所載)

の二篇のみである。

従来、朝元が問題にされる場合は、その「卷第十七、三九二二～二六」における応詔歌の折に「但秦忌寸朝元者左大臣橋脚諱曰。靡堪賦歌以磨贖之。因此黙止也」という事情である。そこには諧謔歌や滑稽歌の傾向と錢帛を賭けての歌作の遊びというものが問題にされてきたのであって、「歌は得詠まぬ故、貴きつくのひ物出だせと言はれしなるべし」(万葉集略解)という朝元像が通説固定した観があった。だが、右記の二論考はその朝元の文学的立場にふみこもうとした点では示唆的な卓論である。

①中西進博士の「朝元」は、憶良の「在大唐時憶本郷歌(一63)」の伝承者としての朝元の文学的主体の位置づけという点で画期的な卓論であるが、朝元の出自を懐風藻の弁正伝に拠って、「父弁正と中国人妻との間に大宝三年に長安で出生した混血児」としているのは失考であると思われる。また、②市村宏氏の「秦忌寸朝元」は、朝元が当時典薬頭であったと仮定した上で、「以磨贖之」という洒落に注目しているのは作品の場と朝元像の理解に大いに示唆的な卓見であると思われるが、朝元の出自に関しては懐風藻の弁正伝および『万葉集古義』に拠り、「朝鮮からの帰化人の後裔である弁正と中国婦人との間に長安に生れた」としているのは失考であると思われる。①②いずれもが、惜しむらくは、その出生にかかわる「朝元は唐にて生れたる由懐風藻に見ゆ」と断言した『萬葉集略解』の朝元唐土出生説を無批判に踏襲した誤謬の非は小さくないと言わねばならない。さらに今、二氏の朝元論によって、はじめて「秦忌寸朝元像」が浮き彫りされようとしている時に当って、その瑕瑾を黙過することは二氏の労作を無為にすることになり、萬葉集のよりよい理解のためにもよいことではないと思うので、あえて未熟非才ながら朝元の出生に関する略解流の

誤解偏見を是正したいと思うのである。二氏の朝元論にも多少の修正がなされ、よりよい朝元像が確立されることを願って秦忌寸朝元の基礎的伝記考証をこころみてみようとするのが本稿である。確固たる朝元像構築のための下絵ともなればと思ひ、急ぎ中間報告の形でこの稿を草することにしたのであるから、大方のご海容のほどを願う次第である。

## 二 朝元唐土出生説について

従来の朝元伝は、四章の(一)項に列挙した文献資料をもとにして朝元の伝記が構作されてきたわけであるが、とりわけ『懐風藻』の辨正伝を軸として『続日本紀』によって補綴した伝記が一般であった。そこには、加藤千蔭<sup>註1</sup>をはじめとして鹿持雅澄<sup>註2</sup>・井上通泰<sup>註3</sup>・窪田空穂<sup>註4</sup>・武田祐吉<sup>註5</sup>・佐佐木信綱<sup>註6</sup>・土屋文明<sup>註7</sup>などの諸家をして朝元唐土出生説を信じこませるような陥罪があった。その元凶は弁正伝の「有子朝慶朝元」一句なのであるが、それを千蔭は『萬葉集略解』で、

朝元は唐にて生れたる由懐風藻に見ゆ。歌は得詠まぬ故、貴きつくのひ物出だせと言はれしなるべし。

と速断したために、引き続いて鹿持雅澄『萬葉集古義』も、『懐風藻』の弁正伝を引いて、

上に云るごとく、朝元は唐ノ國に生れし人にて、醫術漢学の方には長たれど、歌よむことは得ざりしからに、貴き贖物<sup>アツキモノ</sup>を出せと、諱ていはれしなるべし、

と同調し、井上通泰『萬葉集新考』も、

さて此ニ因リテ黙止スとあるを見れば全く得作らざるにはあらねど大臣に反抗するに當るが故に作らざりしなり。又大臣のかくいひしは朝元は歸化人の子孫なる上其父の在唐中に唐婦の腹より生れ又醫術并に漢語を以て仕へし人にて歌には堪能ならざりしが故なり。又此人天平年中に入唐せし由懐風藻辨正傳に見えたるによりて思へば當時多く唐物を携へ歸りし聞ありけむによりて贖以贖

へと大臣の戯れしならむ

として朝元唐土出生説をとっている。以後、沢瀉久孝『萬葉集注釈』以外の全註釋書類にはすべて略解流の朝元唐土出生説である。

これら朝元唐土出生説の根拠は明確な資料に欠けるのであって、唯一ふたしか根拠が懐風藻の弁正伝の「有子朝慶朝元」なのである。これは「子ニ朝慶、朝元有リ」と読み、「子供に朝慶と朝元の二人があった」という意であつて、その朝慶朝元二人の子供が、父弁正と共に渡唐して在唐していたというのか、弁正滞唐中の出生であるということなのか明言しているわけではない。しかし文章の正当な語序からいって、「子に朝慶朝元があった」ということであつて、それが唐にあつて唐の女性との間に生れた子供であるとは他の章句のどこからも読み取ることができない筈である。それを、朝慶朝元の二人が弁正滞唐中の出生であるかの如く誤読し、さらにその母を唐人としたのは、千蔭・雅澄らの恣意的な曲解であつたといわねばなるまい。参考までに『懐風藻』の注釈書類を見るに、林古溪『懐風藻新註』にも、日本古典大系本「懐風藻」の頭注(小島憲之博士)にも、「子が二人、朝慶と朝元とあつた」とするだけで、その出生地や生母には言及していないのである。「有子朝慶朝元」は、あくまでも「子供に朝慶と朝元の二人があつた」ということしか語ってはいないのである。

さて、朝元唐土出生説をはっきりと否定する材料は彼の年齢推定によるのであるが、詳しくは伝記の章の(四)に論及することにしよう。

## 三 その氏姓名について

秦忌寸朝元の名の出処は、萬葉集卷第十七以外に、次章の(一)秦忌寸朝元の略歴に列挙したごとくであり、氏の「秦」、名の「朝元」の表記には異同がなく、姓の「忌寸」が明記されていない例を考慮しても、一貫して賜姓以来「忌寸」であつたことを確認することができるのである。さてそこで、この人物の氏姓名の表記を「秦忌寸朝元」としておくことにして、次にその読みについて考えてみることにしよう。

う。

(一) 氏「秦」について

まず、氏の「秦」は普通「ハタ」と訓まれている。万葉集の多くの注釈書を見ると、「シン」と音読した明らかでない例はなく、「ハタ」と清音で訓読しているものと、「ハダ」と濁音で読んでいるものがある。「ハダ」と読ませているのは武田祐吉『萬葉集全註釈』、窪田空穂『萬葉集評釋』、岩波古典大系本『萬葉集』の三つであるが、これは、上代文献に限って言えば、「ハダ」と読んだことが次のいくつかの文証によって知られるのである。

まず、萬葉集卷第十一、二二九九番歌の、

朱引 秦不經 雖寐 心異 我不念

は、「朱らひく膚にも触れず寝たれども心を異しくわが思はなくに」と訓読されているのである。「膚肌(はだ)」を表記するのに「秦」の字を用いているのであるから、「秦」は当然「ハダ」と訓まれていることが明らかである。

次に、『古語拾遺』雄略天皇条に

至<sub>リ</sub>於<sub>テ</sub>長谷朝倉朝。秦氏分散。寄<sub>リ</sub>隸<sub>リ</sub>他族。秦酒公。進仕蒙<sub>レ</sub>寵。  
詔<sub>シ</sub>聚<sub>メ</sub>秦氏。賜<sub>リ</sub>於<sub>テ</sub>酒君。仍<sub>ニ</sub>率<sub>テ</sub>領<sub>ル</sub>百八十種勝部。蠶織貢調。充<sub>ニ</sub>積<sub>ル</sub>庭中。因<sub>ニ</sub>賜<sub>リ</sub>姓<sub>ト</sub>字<sub>ト</sub>豆麻佐。言<sub>ニ</sub>隨<sub>テ</sub>積<sub>ル</sub>益<sub>也</sub>。所<sub>レ</sub>貢<sub>ニ</sub>絹綿。軟<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>肌膚。故<sub>ニ</sub>纏<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>劍<sub>ニ</sub>首<sub>ニ</sub>。今<sub>ニ</sub>俗<sub>ニ</sub>猶<sub>ニ</sub>然<sub>也</sub>。  
所謂<sub>ニ</sub>秦<sub>ニ</sub>織<sub>ニ</sub>織<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>緣<sub>也</sub>矣。

とあって、「秦」が「波陀(ハダ)」と発音されていたことから逆に絹織物と肌との関連をとらえて氏名起源説話を作り上げたものであろうから、「秦」が「ハダ」と訓読されていたことが分る。

また、『新撰姓氏録』左京諸蕃の太秦公宿禰の条には、

秦王所<sub>レ</sub>獻<sub>ニ</sub>絲<sub>ニ</sub>綿<sub>ニ</sub>絹<sub>ニ</sub>帛<sub>ニ</sub>。朕<sub>ニ</sub>服用<sub>ニ</sub>柔軟<sub>ニ</sub>。温暖<sub>ニ</sub>如<sub>ニ</sub>肌膚<sub>ニ</sub>。仍<sub>ニ</sub>賜<sub>リ</sub>姓<sub>ト</sub>波多。

とあって『古語拾遺』同様の「肌(はだ)」との関連説話を記しており、「秦」が「波多(ハダ)」と読まれていたことが明らかとなる。

なお、「秦」の表記は、大日本古文書によれば「秦稻持」という同

一人物を表記するのに「波太、波多」、「秦稻村」の場合は「判太・判太」とも書かれているが、いずれも「ハダ」と読まれていたようである。

以上の例からして、「秦」は「ハダ」と訓むのが妥当であることが立証できる。

(二) 姓「忌寸」について

姓の「忌寸」は、『統日本紀』天平宝字三年冬十月辛丑条に「天下諸姓着<sub>ニ</sub>君<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>。換<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>公<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>。伊美吉以<sub>ニ</sub>忌寸<sub>ニ</sub>。」とあるのによれば、「イミキ」と訓むのが正しい。

(三) 名「朝元」について

名の「朝元」は、多く「テウグエム・テウグワン・テウゲエン・テウゲエニ・テウグワニ」と音読されるのが通用のようであるが、これは氏「秦」を「シン」と音読せずに「ハダ」と訓読しているのにならぬ、名の「朝元」も訓読した方が穏当のようである。温故堂本に「アサモト」と傍訓があるのに従って、「アサモト」と訓むべきであろう。今後「アサモト」と通用したい。

以上のごとく、氏姓名については、氏「秦」は「ハダ」、姓「忌寸」は「イミキ」、名「朝元」は「アサモト」ということになり、ここに「ハダノ イミキ アサモト」と通称すべきことを提唱したい。

四 秦忌寸氏と朝元について

(一) 秦忌寸氏について

秦忌寸朝元の所屬する秦忌寸氏について古代文献、とくに日本書紀・続日本紀を中心に当たってみると次のごとくである。

① 日本書紀、雄略天皇十二年冬十月条に、

癸酉朔壬午、天皇命<sub>ニ</sub>木<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>工<sub>ニ</sub>開<sub>ニ</sub>鷄<sub>ニ</sub>御<sub>ニ</sub>田<sub>ニ</sub>。一本云猪名部御。始起<sub>ニ</sub>樓閣<sub>ニ</sub>。於<sub>レ</sub>是、御田登<sub>レ</sub>樓、疾<sub>ニ</sub>走<sub>ニ</sub>四面<sub>ニ</sub>。有<sub>レ</sub>若<sub>ニ</sub>飛<sub>ニ</sub>行<sub>ニ</sub>。時<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>伊勢采女<sub>ニ</sub>、仰<sub>ニ</sub>觀<sub>ニ</sub>樓上<sub>ニ</sub>、怪<sub>ニ</sub>彼<sub>ニ</sub>疾<sub>ニ</sub>行<sub>ニ</sub>、顛<sub>ニ</sub>仆<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>庭<sub>ニ</sub>、覆<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>擊<sub>ニ</sub>饌<sub>ニ</sub>。饌者、御膳。天皇便<sub>ニ</sub>疑<sub>ニ</sub>御田姪<sub>ニ</sub>其采女<sub>ニ</sub>、自<sub>ニ</sub>念<sub>ニ</sub>將<sub>ニ</sub>刑<sub>ニ</sub>、而付<sub>ニ</sub>物部<sub>ニ</sub>。時秦酒公侍坐。欲<sub>ニ</sub>

以琴聲、使悟於天皇。橫琴彈曰、

柯武柯筮能、伊制能、伊制能奴能、婆柯曳鳴、伊哀甫流柯栞底、志我部矩腰麻泥爾、飢哀枳瀾爾、柯托俱、部柯陪麻都羅武騰、倭我伊能致謀、那我俱母鴉騰、伊比志托俱彌儲夜、阿陀羅俱彌儲夜。

於是、天皇悟琴聲、而赦其罪。

②日本書紀、雄略天皇十五年條に、

秦民分散臣連等、各隨欲驅使。勿委秦造。由是、秦造酒甚以爲憂、而仕於天皇。々々愛寵之。詔聚秦民、賜於秦酒公。々仍領率百八十種勝、奉獻庸調絹繅、充積朝廷。因賜姓曰禹豆麻佐。一云、禹豆母利麻。佐、皆盈積之貌也。

③日本書紀、雄略天皇十六年秋七月條に、

詔、宜桑國縣殖桑。又散遷秦民、使獻庸調。

④日本書紀、欽明天皇即位前紀條に、

天皇幼時、夢有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大、必有天下。寐驚遣使普求、得自山背國紀郡深草里。姓字果如所夢。於是、忻喜遍身、歎未曾夢。乃告之曰、汝有何事。答云、無也。但臣向伊勢、商價來還、山逢二狼相鬪汗血。乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神、而樂鹿行。儼逢獵士、見禽尤速。乃抑止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、俱令全命。天皇曰、必此報也。乃令近侍、優寵日新。大致饒富。及至殘祚、拜大藏省。

⑤日本書紀、欽明天皇元年(540)八月條に、

召集秦人。漢人等、諸蕃投化者、安置國郡。編貫戶籍。秦人戶數、總七千五十三戶。以三藏掾、爲三案件造。

⑥日本書紀、推古天皇十一年(603)十一月條に、

己亥朔、皇太子謂諸大夫曰、我有尊佛像。誰得是像以恭拜。時秦造河勝進曰、臣拜之。便受佛像。因以造蜂岡寺。

⑦日本書紀、推古天皇十八年(610)冬十月條に、

己丑朔丙申、新羅任那使人臻於京。是日、命額田部連比羅夫、

爲下迎新羅客。莊馬之長。以膳臣大伴爲下迎。任那客。莊馬之長。即安置阿斗河邊館。○丁酉、客等拜朝廷。於是、命秦造河勝。土部連菟。爲新羅導者。以間人連鹽蓋。阿閑臣大籠。爲任那導者。共引以自南門入、立于庭中。

⑧日本書紀、皇極天皇三年(644)秋七月條に、

東國不盡河邊人大生部多、勸祭於村里之人曰、此者常世神也。祭此神者、致富與壽。巫頭等遂詐、託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少。由是、加勸、捨民家財寶、陳酒、陳菜六畜於路側、而使呼曰、新富入來。都鄙之人、取常世蟲、置於清座、歌舞、求福棄捨珍財。都無所益、損費極甚。於是、葛野秦造河勝、惡民所惑、打大生部多。其巫頭等、恐休勸祭。時人便作歌曰、

禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰、枳舉曳俱屢、騰舉預能柯微乎、宇智岐多麻須母。

此蟲者、常生於橘樹。或生於曼椒。曼椒、此云其長四寸餘、其大如頭指許。其色綠而有黑點。其貞全似養蠶。

⑨日本書紀、孝德天皇大化元年(645)九月條に、

戊辰、古人皇子、與蘇我田口臣川堀。物部朴井連稚子。吉備臣垂。倭漢文直麻呂。朴市秦造田來津、謀反。

⑩日本書紀、孝德天皇大化五年(649)三月十七日條に、

天皇乃將興軍、圍大臣宅。大臣乃將子法師與赤猪。更名

⑪日本書紀、孝德天皇大化五年(649)三月三十日條に、

甲戌、坐蘇我山田大臣、而被戮者、田口臣筑紫。耳梨道德。高田醜。醜此云雄。額田部湯坐連闕名。秦吾寺等、凡十四人。被絞者九人。被流者十五人。

⑫日本書紀、齊明天皇四年(658)冬十月條に、

庚戌朔甲子、幸紀溫湯。天皇憶皇孫建王、愴爾悲泣。乃口號曰、耶麻古曳底、于瀨倭柁留騰母、於母之樓枳、伊麻紀能禹知播、倭須羅庚麻旨珥。其

瀨能、于之莫能矩娜利、于那俱娜裂、于之廬母俱例尼、飫岐底躬庚躬武。二共

于都俱之枳、阿餓倭柯枳古弘、飫岐底躬庚躬武。三共  
詔秦大藏造萬里曰、傳斯歌、勿令忘於世。

⑬日本書紀、天智天皇即位前紀條に、

九月、皇太子御長津宮。以織冠、授於百濟王子豐璋。復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狹井連檳榔、小山下秦造田來津、率軍五千餘、衛送於本郷。於是、豐璋入國之時、福信迎來、稽首奉國朝政、皆悉委焉。

⑭日本書紀、天智天皇元年(662)冬十二月條に、

丙戌朔、百濟王豐璋、其臣佐平福信等、與狹井連訓。朴市田來津議曰、此州柔者、遠隔田畝、土地礪礪。非農桑之地。是拒戰之場。此焉久處、民可飢饉。今可遷於避城。々々者、西北帶以古連且涇之水、東南據深泥巨堰之防。繚以周田、決渠降雨。華實之毛、則三韓之上腴焉。衣食之源、則一儀之隕區矣。雖曰地卑、豈不遷歟。於是、朴市田來津獨進而諫曰、避城與敵所在之間、一夜可行。相近茲甚。若有不虞、其悔難及能矣。夫飢者後也、亡者先也。今敵所以不妄來者、州柔設置山險、盡爲防禦、山峻高而谿隘、守易而攻難之故也。若處卑地、何以固居、而不搖動、及今日乎。遂不聽諫、而都避城。

⑮日本書紀、天智天皇二年(663)秋八月廿八日條に、

己酉、日本諸將、與百濟王、不覩氣象、而相謂之曰、我等爭先、彼應自退。更率日本亂伍、中軍之卒、進打大唐堅陣之軍。大唐便自左右夾船繞戰。須臾之際、官軍敗績。赴水溺死者衆。鱸舳不得廻旋。朴市田來津、仰天而誓、切齒而噴、殺數十人。於焉戰死。是時、百濟王豐璋、與數人乘船、逃去高麗。

⑯日本書紀、天武天皇元年(672)六月二十九日條に、

己丑、天皇往和甄、命高市皇子、號令軍衆。天皇亦還于野上而居之。是日、大伴連吹負、密與留守司坂上直熊毛議之、

謂二漢直等曰、我許稱高市皇子、率數十騎、自飛鳥寺北路、出之臨營。乃汝內應之。既而繕兵於百濟家、自南門出之。

先秦造熊、令憤鼻而乘馬馳之、俾唱於寺西營中曰、高市皇子、自不破至。軍衆多從。爰留守司高坂王、及與兵使者穗積臣百足等、據飛鳥寺西槻下爲營。唯百足居小墾田兵庫、運兵於近江。時營中軍衆、聞熊叫聲、悉散走。仍大伴連吹負、率數十騎劇來。則熊毛及諸直等、共與連和。軍士亦從。乃舉高市皇子之命、喚穗積臣百足於小墾田兵庫。爰百足乘馬緩來。逮于飛鳥寺西槻下、有人曰、下馬也。時百足下馬遲之、便取其襟以引墮、射中一箭。因拔刀斬而殺之。乃禁穗積臣五百枝。物部首日向。俄而赦之置軍中。且喚高坂王、稚狹王、而令從軍焉。既而遣大伴連安麻呂、坂上直老、佐味君宿那麻呂等於不破宮、令奏事狀。天皇大喜之。因乃命吹負、拜將軍。是時、三輪君高市麻呂、鴨君蝦夷等、及群豪傑者、如響悉會將軍麾下。乃規襲近江。撰衆中之英俊、爲別將及軍監。

⑰日本書紀、天武天皇元年(672)七月九日條に、

戊戌、男依等討近江將秦友足於鳥籠山斬之。

⑱日本書紀、天武天皇九年(680)五月二十一日條に、

乙未、小錦下秦造綱手卒。由壬申年之功、贈大錦上位。

⑲日本書紀天武天皇十二年(683)九月二十三日條に、

丁未、倭直・粟隈首・水取造・矢田部造・藤原部造・刑部造・福草部造・凡河內直・川內漢直・物部首・山背直・葛城直・殿服部造・門部直・錦織造・縵造・鳥取造・來目舍人造・檜隈舍人造・大狹造・秦造・川瀨舍人造・倭馬飼造・川內馬飼造・黃文造・蒨集造・勾宮作造・石上部造・財日奉造・泥部造・穴穗部造・白髮部造・忍海造・羽束造・文首・小泊瀨造・百濟造・語造、凡卅八氏、賜姓曰連。

⑳日本書紀、天武天皇十四年(685)六月二十日條に、

乙亥朔甲午、大倭連・葛城連・凡川內連・山背連・難波連・紀酒

人連・倭漢連・河内漢連・秦連・大隅直・書連、并十一氏、賜姓曰三忌寸。

②日本書紀、天武天皇朱鳥元年(686)八月條に、丁丑、爲三天皇體不豫、祈三于神祇。辛巳、遣三秦忌寸石勝、奉三幣於土左大神。

②日本書紀、持統天皇十年(696)五月三日條に、

詔三大錦上秦造綱手、賜姓爲三忌寸。

②日本書紀、文武天皇大宝二年(702)四月十日條に、

從七位下秦忌寸廣庭獻三杠谷樹八尋梓根、遣三使者三奉于伊勢大神宮。

②日本書紀、文武天皇慶雲元年(704)春正月七日條に、

從六位下秦忌寸百足、入中略、授從五位下。

②日本書紀、聖武天皇神龜三年(726)春正月廿一日條に、

正六位上、入中略、授秦忌寸足國。入中略、授從五位下。

②日本書紀、聖武天皇天平六年(734)春正月十七日條

從七位上秦忌寸大宅、外從五位下。

②日本書紀、聖武天皇天平七年(735)五月七日條に、

入唐使獻三請益秦大麻呂問答六卷。

②日本書紀、聖武天皇天平十四年(742)八月五日條に、

詔授三造宮錄正八位下秦下嶋麻呂從四位下、賜三太秦公之姓。并

錢一百貫。施一百疋。布二百端。綿二百屯。以三築大宮垣也。

②日本書紀、聖武天皇天平十七年(745)五月三日條に、

地震。遣三造宮輔從四位下秦公嶋麻呂、令三掃除恭仁宮。

②日本書紀、聖武天皇天平十九年(747)三月十日條に、

從四位下秦忌寸嶋麻呂爲三長門守。

②日本書紀、聖武天皇天平十九年(747)六月四日條に、

長門國守從四位下秦忌寸嶋麻呂卒。

②日本書紀、聖武天皇天平二十年(748)十月條に、

正七位下廣幡牛養賜三秦姓。

③日本書紀、孝謙天皇天平勝宝二年(750)春正月十六日條に、

正六位上秦忌寸首麻呂、入中略、外從五位下。

③日本書紀、淳仁天皇天平宝字八年(764)冬十月七日條に、

正六位上、入中略、授秦忌寸智麻呂。入中略、授秦忌寸伊波太氣。入中略、並外從五位下。

③日本書紀、稱德天皇天平神護元年(765)春正月七日條に、

正六位上、入中略、授秦忌寸公尼。入中略、外從五位下。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲元年(767)春正月十八日條に、

正六位下、入中略、授秦忌寸養守。入中略、外從五位下。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲元年(767)五月廿五日條に、

外從五位下秦忌寸養守爲三縫部正。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲元年(767)八月十六日條に、

參河守從四位下伊勢朝臣老人從四位上。入中略、授介外從五位下秦忌寸智麻呂。豫民忌寸總麻呂並外從五位上。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲元年(767)八月廿三日條に

散位正七位上秦忌寸眞成獻三錢二千貫。牛一頭。授三外從五位下。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲元年(767)八月廿九日條に、

外從五位上秦忌寸智麻呂並爲三一切經次官。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲二年(768)三月二十日條に、

正八位上秦忌寸弟麻呂、入中略、授三外從五位下。以三眞獻也。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲二年(768)秋七月一日條に、

外從五位下秦忌寸眞成爲三造法華寺判官。

③日本書紀、稱德天皇神護景雲三年(769)三月十日條に、

從五位下大伴宿禰清麻呂爲三主稅頭。外從五位上秦忌寸智麻呂爲

助。

③日本書紀、稱德天皇宝龜元年(770)三月十九日條に、

內掃部司員外令史正六位上秦刀良。本是備前國仕丁。巧造三狹量。

直、司卅餘年。以三勞授三外從五位下。

③日本書紀、稱德天皇宝龜元年(770)八月四日條に、

外從五位下佐太忌寸味村。外從五位下秦忌寸眞成。判官主典各二人。宮内。大膳。大炊。造酒。莒陶。監物等司一人。爲養役夫司上。

④6 統日本紀、光仁天皇宝龜五年(774)三月五日条に、

外從五位下秦忌寸伊波多氣爲飛驒守。〆中略〆從五位上三方王爲備前守。外從五位下秦忌寸眞成爲介。〆中略〆外從五位下秦忌寸養守爲日向守。

④7 統日本紀、光仁天皇宝龜七年(776)十二月廿五日条に、

左京人從六位下秦忌寸長野等廿二人賜姓奈良忌寸。山背國葛野郡人秦忌寸箕造等九十七人朝原忌寸。

④8 統日本紀、桓武天皇延曆三年(784)春正月七日条に、

正六位上〆中略〆秦忌寸長足並外從五位下。

④9 統日本紀、桓武天皇延曆三年(784)十二月十八日条に、

山背國葛野郡人外正八位下秦忌寸足長築宮城。授從五位上。

⑤0 統日本紀、桓武天皇延曆四年(785)春正月七日条に、

正六位上〆中略〆秦忌寸馬長〆中略〆外從五位下。

⑤1 統日本紀、桓武天皇延曆四年(785)春正月十五日条に、

外從五位下秦忌寸長足爲豊前介。

⑤2 統日本紀、桓武天皇延曆四年(785)秋七月十六日条に、

外從五位下秦忌寸馬養爲土左守。

⑤3 統日本紀、桓武天皇延曆四年(785)八月廿三日条に、

授從七位上太秦公忌寸宅守從五位下。以築太政官院垣也。

⑤4 統日本紀、桓武天皇延曆四年(785)冬十月条に、

從五位上秦忌寸足長爲主計頭。

⑤5 統日本紀、桓武天皇延曆七年(788)秋七月条に、

從五位下太秦公忌寸宅守爲主計助。

⑤6 統日本紀、桓武天皇延曆八年(789)三月条に、

從五位下太秦公忌寸宅守爲左兵庫助。

⑤7 統日本紀、桓武天皇延曆十年(791)春正月十三日条に、

太秦公忌寸濱刀自女賜姓賀美能宿稱。賀美能親王之乳母也。

右の⑤例にのぼる秦氏の活躍を他の文献資料をも参照しながら、相互の関連をさぐって、秦氏の系統をはっきりさせてみることにしよう。

秦氏は『新撰姓氏録』(弘仁五年(814)六月撰)山城国諸蕃秦忌寸の条に、

太秦公宿禰同祖。秦始皇帝之後也。功智王。弓月王。譽田天皇神代十四年來朝。上表更歸國。率百廿七縣伯姓歸化。并獻金銀玉帛種々寶物等。天皇嘉之。賜大和朝津間腋上地居之焉。

男真徳王。次普洞王。古記云、浦東君大鷦鷯天皇神代御世。賜姓曰波隨。今秦字之訓也。次雲師王。次武良王。普洞王男秦公酒。大泊瀬稚武天皇神代御世。奏傳。普洞王時。秦氏惣被劫略。今見在者。十不存一。請遣勅使檢括招集。天皇遣使小子部雷。率大隅阿多軍人等。搜括鳩集。得秦民九十二部一萬八千六百七十人。遂賜於酒。爰率秦民。養蠶織絹。盛饗詣闕貢進。如岳如山。積蕃朝庭。天皇嘉之。特降寵命。賜號曰禹都萬

佐。是盈積有利益之義。役諸秦氏。構八丈大藏於宮側。納其貢物。故名其地曰長谷朝倉宮。是時始置大藏官員。以酒爲長官。秦氏等一祖子孫。或就居住。或依行事。別爲數腹。天

平廿年在京畿者。咸改賜伊美吉姓也。

とあるのによれば、応神朝に、弓月君を首領として百二十七県の人民が投化し、大和朝津間腋上の地を賜って居住したという。そこが彼らを率きつれてきた葛城襲津彦の根拠地であった故であろう。その地は大和国南葛城郡(現、奈良県御所市)に披上や朝妻の地名が存することによって推定できるが、現在その地域には秦氏関係のはっきりした遺蹟は見当らない。

さて、『日本書紀』(養老四年(720)五月成る)における大化改新以前の秦氏の氏人として顕著な人物を挙げてみると、応神朝の弓月君、雄略朝の秦造酒公、欽明朝の秦大津父、推古皇極朝の秦造河勝の四人



であり、あとの三人は大和葛城に居住した弓月君から派れて、山城（山背）国を本居とし、山城国諸蕃の雄族を形成するに至ったものと推定しうるのである。その本居地は、山城国、特に、その北部一帯の葛野の原野——のちの葛野・愛宕・乙訓・紀伊の四郡に亘っていた——であった。おそらく、その開拓のはじめは、①②③に挙げた雄略朝の秦造酒公に統率されて、大和国南葛城郡から移住した集団であったと考えられる。旧巨椋池以北、葛野川（現、桂川水流域）の沿岸が漸次開墾・灌漑され、『政事要略』にのせる「秦氏本系帳」にある葛野大堰の大構築がなされ、墾田地を大幅に増大し、一大穀倉地となしたことは事実であろう。

④⑤に挙げた欽明朝の秦大津父は、①②③に挙げた秦造酒公の系統であって、山背国紀郡（紀伊郡のこと）深草里に住み、饒富の人であったとされ、大蔵掾に拜せられ、秦人戸数七千五十三戸を統括して秦伴造となったことが首肯できる。

次に⑥⑦⑧に挙げた推古朝の秦造河勝は、その祖、秦酒公、近い父祖の時代に当る大津父から承けた財力をもとにして聖徳太子の寵愛の下に、秦氏の氏寺として広隆寺（秦寺・秦公寺）を造立<sup>註9</sup>、さらに、太子より拝領の仏像を安置するために蜂岡寺をも造立<sup>註10</sup>したことは「広隆寺縁起」によっても証明できよう。河勝は北山城を本居として繁殖した秦氏の本宗系の代表者（氏上）であったことを示している。

ちなみに、洛西太秦一帯や西山丘陵沿いのこの古墳時代後期の築造と推定される多くの巨大な墳丘は、その頃この北山城一帯に盤踞した秦氏の豪富を証明する考古学的資料なのである。なお、この一帯に、広隆寺をはじめ松尾大社・稲荷大社・大酒神社など多くの社寺を奉祀造立していること<sup>註11</sup>からして、山城系秦氏の本居地であったことがわかる。

大化改新前後の秦氏には、⑨⑩⑪⑫に挙げた近江朴市（愛智）の住人らしい秦造朴市田來津があり、軍略に長けた人物であったらしいが

朝鮮にて戦死している。⑩は赤猪の別名が秦ということで、たぶん乳母か養家の氏名であったろう。おそらく⑪の秦吾寺は赤猪と近い関係——養育者か——大和国南葛城の秦氏の人であったろう。⑫の秦大蔵萬里は、山城系であったかと思われるが、あるいは河内系かとも考えられるので今のところ不明とおきたい。

天武・持統朝における秦氏は、壬申の乱の功臣に、⑩に挙げた秦造姓の熊と同姓の⑬の綱手の二人があり、熊の消息は明らかではないが、おそらく熊と綱手は兄弟であったかと思われる。⑭⑮に挙げた綱手の方は天武九年（680）九月に小錦下で卒しており、大錦上位を贈られ、後に、持統十年（686）五月に忌寸姓を追贈されていることからみて、持統十年には綱手の直系の子孫があったことを語っている。それがだれか今は未定である。この熊と綱手は、その活躍の場——飛鳥古京——から見て、大和葛城系の秦氏であったかと思われる。天武末年の朱鳥元年（686）八月には天皇不豫となり、平癒祈願のためであろうか、土左大神への奉幣使として派遣された⑯の秦忌寸石勝は、その命名から類推して推古皇極朝に活躍した河勝直系の人物、おそらく子供であろうと思われる。

秦造朴市田來津・秦吾寺・秦造熊・秦造綱手ら大和系近江系の秦氏に関係する記録は軍略方面のことが多く、山城系の秦氏には資財・寺社の奉祀造立方面のことが多いのは、その居住地の風土的相違なのであろうか、これは大きな課題であり、後考に譲ることにしよう。

次に『続日本紀』に見える秦氏を概観してみると、養老三年（719）朝元登場以前の官人には、広庭・百足のふたり、養老三年以後の官人には、足国・大宅・大麻呂・嶋麻呂・大魚・牛養・首麻呂・智麻呂・伊波太竹（石竹）・公足・糞守・真成・弟麻呂・刀良・長足・足長・馬長・宅守の18名があり、うち、五位以上の貴族官僚にのぼったものは、従四位上秦女王を別格として、

従四位下 大秦忌寸嶋麻呂  
従五位上 秦忌寸足長

從五位下	秦忌寸百足
〃	〃 足国
〃	太秦公忌寸宅守
外從五位上	秦忌寸智麻呂
〃	〃 真成
〃	〃 大宅
外從五位下	〃 大魚
〃	〃 首麻呂
〃	〃 石竹
〃	〃 公足
〃	〃 蓑守
〃	〃 真成
〃	〃 弟麻呂
〃	〃 刀良
〃	〃 長足
〃	〃 馬長

の17名である。そして、この17名が任じた極官を整理してみると、

主計頭	從五位上秦忌寸足長
縫部正	外從五位下秦忌寸蓑守
主税助	外從五位上秦忌寸智麻呂
〃	從五位下大宅守
造宮輔	從四位下秦公嶋麻呂
左兵庫助	從五位下大秦公忌寸宅守
写一切經次官	外從五位上秦忌寸智麻呂
造法華寺判官	外從五位上秦忌寸真成
内掃部司員外令史	正六位上秦刀良
長門守	從四位下太秦公忌寸嶋麻呂
土左守	外從五位下秦忌寸馬長

日向守 外從五位下秦忌寸蓑守  
 播磨介 〃 〃 石竹  
 備前介 〃 〃 真成  
 豊前介 〃 〃 長足  
 飛驒守 〃 〃 石竹  
 下野守 〃 〃 大魚  
 參河介 外從五位上秦忌寸智麻呂

のごとくである。

右の叙位任官の高位極官を占める人物は、

①從四位下長門国守で卒した太秦公忌寸嶋麻呂

②從五位上主計頭となった秦忌寸足長

のわずかに二人にすぎないが、これら秦忌寸氏および太秦公忌寸氏の叙位任官の上に、当の朝元を組み入れてみると彼の際立った経歴が明らかにできるのである。

(一) 秦忌寸朝元の略歴

秦忌寸朝元の名が記録されている文献資料は、萬葉集のほかには、時代順に列挙すれば次の如くである。

①懐風藻。釋辨正傳

辨正法師者。俗姓秦氏。性滑稽。善談論。少年出家。頗洪玄學。太寶年中。遣學唐國。時遇李隆基龍潛之日。以善圍碁。屢見賞遇。

有子朝慶朝元。法師及慶在唐死。元歸本朝。仕至大夫。天平年中。拜入唐判官。到大唐。見天子。天子以其父故。特優詔厚賞賜。還至本朝。尋卒。

②続日本紀

(1)養老三年夏四月丁卯。秦朝元。賜忌寸姓。

(2)養老五年春正月甲戌。詔曰。文人武士。国家所重。醫卜方術。古今斯崇。宜擢於百僚之内。優引遊學業。堪爲師範者。特加賞賜。勸勵後生。ハ中略∨醫術ハ中略∨從六位下秦朝元。

△中略▽各施十疋。絲十綯。布廿端。緞廿口。

(3)天平二年三月辛亥。太政官奏備。△中略▽又諸蕃異域。風俗不  
同。若無譯語。難以通事。仍仰△中略▽秦忌寸朝元。

△中略▽等五人。各取弟子二人。令習漢語者。詔並許之。  
(4)天平三年春正月丙子。授△中略▽正六位上△中略▽秦忌寸朝  
元並外從五位下。

(5)天平七年夏四月戊申。授△中略▽外從五位下秦忌寸朝元外從  
五位上。△中略▽。

(6)天平九年十二月壬戌。△中略▽外從五位上秦忌寸朝元爲圖書  
頭。

(7)天平十八年三月丁巳。△中略▽外從五位上秦忌寸朝元爲主計  
頭。

### ③公卿補任

桓武天皇天應二年、

參議正四位下 藤種繼 參議正三位式部卿大宰帥宇合孫。淨成之  
子。母從五位下秦朝元之女。

### ④尊卑分脉

(1)藤原菅繼 母從四下秦朝元女

(2)藤原種繼 母秦源女

以上であるが、(一)に示した秦氏とのつりあいを検討してみると次の  
ようになる。

秦忌寸氏にはかつて参議以上の高級貴族官僚にのぼったものがない  
という事実がある。その多くが、營々と精励した晩年に下級貴族官僚  
の最下位である五位の、その外位にたどり着くのが精一杯といった卑  
姓官人層に属していた。内位の五位にはわずかに四名のすくなきであ  
り、四位に至ってはわずかに二人、太秦公忌寸嶋麻呂と秦忌寸朝元と  
いう様相を呈したのが、奈良時代における秦氏の勢力・家格なのであ  
る。だが、こうした時代に、朝元は『尊卑分脉』藤原菅繼の項によれ  
ば、おそらく、天平勝宝元年に、外從五位下主計頭にあつて東大寺造

營・大仏造頭に寄与した功により從四位下に特授されたらしいのであ  
る。こうしたケースは、⑧の秦下嶋麻呂が宮垣築造の功勞によって外  
正八位下から從四位下を特授されたり、⑨の秦忌寸足長が宮城を築い  
た功勞によって外正八位下から從五位上を特授されたり、⑩の大秦公  
忌寸宅守が太政官院の垣を築造した功勞によって從七位上から從五位  
下に特授されたのと規を同じくすることである。結局のところ朝元は  
秦忌寸氏の出世頭ということになるのである。

なお嶋麻呂の賜姓や宅守の叙位任官をみていえることは、山城国諸  
蕃の雄族秦忌寸氏から派れて太秦公忌寸が成立していく経緯が推測で  
きることである。太秦公忌寸氏は『新撰姓氏録』によれば左京  
諸蕃上の筆頭に、「太秦公宿禰」とある家系に当りその伝によれば、

出自秦始皇帝三世孫孝武王也。男功滿王。帶仲彦天皇八年

來朝。男融通王。魯田天皇十四年。來率廿七縣百姓歸

化。獻金銀玉帛等物。大鷦鷯天皇御世。以三百廿七縣秦氏。

分置諸郡。即使養蠶織絹貢之。天皇詔曰。秦王所獻絲綿絹

帛。朕服用柔軟。溫暖如肌膚。仍賜姓波多。次登呂志公、秦公

酒。大泊瀨幼武天皇御世。絲綿絹帛委積如岳。天皇嘉之。

賜號曰禹都萬佐。

とあるが、山城系秦氏の二大棟梁家の一つであることがわかる。この  
系統は、⑧⑨⑩に挙げた秦下嶋麻呂および⑪⑫に挙げた太秦公忌  
寸宅守と⑬に挙げた神野王（嵯峨天皇）の乳母太秦公忌寸浜刀自女の  
三人である。この三人の関係はおそらく「賜姓禹豆麻佐」の伝承説話  
をもつ秦造酒公の系統であるが、嶋麻呂の太秦公忌寸賜姓の時から分  
家をなしたものと推定できる。宅守・浜刀自女は嶋麻呂の子に当ると  
思われる。さらに、この太秦公忌寸の始祖である嶋麻呂の女は、北家  
大納言正三位藤原小黒麻呂の室となつて、葛野麻呂を生んでいる。

秦忌寸系の天平年間の氏上はおそらく朝元であつたらうと思われ  
る。なによりも、藤原宇合の子の淨成に女を嫁し、種繼を生ませている。

ることからも首肯できる。

山城系秦氏の二大棟梁家からそれぞれ藤原氏の権勢家を出生させていることは興味深い事実である。そこには帰化系雄族がその蕃種ゆえに官界の要職につき得なかったという障壁を、同じ帰化系氏族の血を承けた桓武天皇およびその父光仁天皇時代に、その蓄積した財力と人材、とくにその地の利を大いに活用して、官途に雄飛しようとする兆しを看取することができるのである。

その一つの大きな徴表が、改賜姓の多くの事実である。⑦に挙げた宝亀七年(776)の奈良忌寸・朝原忌寸をはじめとして、延暦二年(783)車持、同十五年(796)秦宿禰、弘仁二年(811)朝原宿禰、天長十年(333)秦宿禰、承和三年(836)朝原宿禰、同十五年(843)朝原宿禰、天安元年(859)大秦公宿禰と陸統としていることが語っていよう。なかでも「朝原宿禰」氏姓への改賜姓はひとり秦氏からのみの転姓で、別氏姓からの転姓の例は見当たらないのである。これは一つには、桓武天皇の齋王であった朝原内親王にゆかりを求めるためではなからうかとも考えられる。ところで朝原氏を称する人物で五位以上に叙されたものに、

①朝原忌寸道永 延暦六年(787)三月には、従五位下大学頭東宮学士文章博士越後介であった。

②朝原宿禰嶋主 承和元年(834)二月には、外従五位下主税助造船使次官であった。

③朝原宿禰良道 天安二年(858)六月には、従五位下左京亮であった。の三人がいる。

道永の初出は天応元年(800)であり、朝元の没後五十数年後に当り、その年差からして、朝元の子とすることも一つの可能性があるといえよう。その歴任した官によっても朝元とのつながりをうべなうこともできようが、後考に譲ることにしよう。

とにかく、『新撰姓氏録』の時点では、二十五氏の秦氏があるが、中、山城国を本貫とする秦氏は十七氏であり、それら十七氏も、左京

諸蕃上の筆頭に載る大秦公宿禰と、山城国諸蕃の筆頭に載る秦忌寸の二大棟梁家に分属していくことがわかる。またさらに、秦氏から別氏姓に改氏姓したものも考慮に入れるとその分枝は多数にのぼり奈良末から平安初頭にかけての秦氏の勢力伸張ぶりがいかに大きかったかを窺い知ることができるのである。

#### 四 朝元の伝記について

##### (一) 父辨正法師

「俗姓秦氏。性滑稽、談論に善し。少年にして出家し、頗る玄學に洪し。大宝年中に、唐国に遣学す。時に李隆基が龍潜の日に遇ふ。圍碁に善きことを以ちて、屢賞遇せらる。唐に在りて死ぬ。」と伝えられる積弁正が登場するのは文武天皇の大宝初年(701)である。その時、遣唐諸益僧として登場してくることを考えるとかなりの壮年に達していたことは疑いないことである。同行の留学僧積道慈がおおよそ三十代の初めごろであったこと<sup>註12</sup>からして、弁正も同年輩かいくらか年嵩であったとしておきたい。するとその生年は大宝を溯る三十余年ということになり、それは同族骨肉が敵味方となって戦わねばならなかったあの血なまぐさい壬申の乱(672)前後の時期に当ることになる。当然、戦乱の生死無常の時代に自ら出家遁世、あるいは自家一族の菩提を弔うことで出家させられたものの数はかなりにのぼったことであらうと思われる。ことに山城系秦氏はこぞって寺社を奉祀造立した家系であることを考慮に入れればなおさらのことであろう。「少年にして出家す」とあることによっても弁正はそうしたケースの一人であったと思われるのである。その寺は山背国葛野の秦造河勝ゆかりの蜂岡寺であったろうか。修業の末、大宝初年には世に「頗る玄學に洪し」と評判されるひとかどの学僧となっていた。時に、第七次遣唐使の機運が高まり、人選に当って、ある専門的な課題研究のために短期遣学の請益僧として抜擢されて渡唐することになったものと思われる。その時、幼い朝慶と朝元のふたりを僚従として携帯することになった

ものと思われる。

(二) 朝元は石勝の子か

ところで、弁正は「少年にして出家」したのであるから妻帯して子を儲けたか疑問としなければならぬ。おそらく、朝慶朝元のふたりは、僧尼令に、

僧聽<sup>ハセ</sup>近親<sup>ニ</sup>調<sup>ニ</sup>。三等以上。餘稱<sup>ニ</sup>郷里<sup>ニ</sup>。調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

近親<sup>ニ</sup>皆准<sup>レ</sup>此也。

貫也。

取<sup>ニ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

調<sup>ニ</sup>。本<sup>テ</sup>信心童子<sup>ノ</sup>。人<sup>ノ</sup>之稱也。

とあるのによれば弁正の子ではなく、弁正の近親者の子、おそらく甥であつたかと思われる。時代的にその生存と名のはっきりする人物に石勝がいるから、その人の子供ではなかつたかと推定しておきたい。

石勝を父として、山背国葛野の地に孤々の声をあげたのは持統九年(695)、藤原京への遷都の翌年であつた。朝元が石勝の子であつたとすれば、「性滑稽、談論に善し」と称された弁正の資質を承けていなくても不思議ではないことになる。そして、石勝の子であつたからこそ、葛野の秦忌寸氏の財力を基盤として主計頭になり、藤原宇合の縁戚となり、従四位下にまでのぼり得たのだともいえよう。

(三) 第一回渡唐・医学修業

さて、大宝元年(701)春正月廿三日に遣唐使任命の下つた第七次遣唐使一行のメンバーは、執節使栗田朝臣真人・大使高橋朝臣等間・副使坂合部宿禰大分に、少録山於億良(万葉歌人山上臣億良)留学僧道慈らであつたが、その事実上の出船は大宝二年六月廿九日難波津発であつた。時に朝元は八歳。弁正・朝慶が道慈とその謙徒数名と少録億良の船に同乗したか。風雨波浪、船酔いなどたまたかう困難な船旅の末、無事に入唐し、唐都長安に入京したのは翌三年であつた。

大宝三年(703)入唐から養老二年(718)帰国の途につくまでの十六年間の滞唐生活は前後の二期に分けられる。前後期の別は和銅四年(711)年十七才をもって決められる。僧尼令に「年十七に至らば本色

に還せ」とあるからである。前期の少年時代は弁正法師の供侍者としての雑務の傍ら、漢語習得に明け暮れた日常であつたと思われるが、早くして元服成人後、おそくとも年十七に至り、医学の師について医術の勉強に励んだにちがいない。医学生としての修学期間は短くとも七八年から十年間に及んだことになり、かなりの技術を修得したにちがいない。それが証拠に養老五年(721)二十七歳の時に、学業優秀者のひとりとして医術部門で賞賜されていることよって明白である。朝元が実学である医術を修めることに費した青春は後代の非文学者の朝元像を形成するのに大きな影響を与えていることがわかる。たとえば、朝元が帰日のために便乗した第八次遣唐使船で入唐した留学生吉備真備と阿倍仲麻呂の生涯を照合してみれば明らかである。

真備は入唐時二十二歳、留学十九年ののち帰朝し、正六位下大学助教・孝謙天皇侍講・右京大夫・遣唐副使・大宰大式・参議・中納言・大納言と果進して遂に右大臣にまでのぼっている。仲麻呂は入唐時二十歳、帰朝せず名を朝衡と改めて唐朝に仕え、司經校書・左拾遺・左補闕・儀王友・衛尉少卿・秘書監兼衛尉卿にのぼり客死した。このふたりの在唐留学を比較した次の一文は、そのふたりの性格資質の相違を明らかにしていよう。

真備とともに入唐した留学生で著名なもう一人の阿倍仲麻呂は、遂に帰らずして唐朝に仕えて死んだのであるが、この人は文人・詩人との交遊が多く、自分でも名詩・名歌を詠じた。それとは異なって真備はその方は得意ではなく、むしろ実学の方面に多才ぶりを発揮した。帰朝の後、真備が詩を賦した事は伝わっていないけれども、その詩は一首たりとも『懐風藻』に残っていない。歌も『万葉集』に見当らない。詩歌が出来なかつたのではないであらうが、名吟・秀歌のない人なのであろう。八十一年の生涯を通覧して見ての為人としても、すべては奇矯な点の全然見えない人柄である。真備がその才能を發揮した部門は文学の方面ではなくして、主として儒学・法律・礼儀・祭式・軍学・築城等にわた

る。従って唐における学習も、このような多方面にわたる実学の方  
方に熱心で、その在唐十九カ年を寸暇を惜しんで学んだものと考  
えられる。<sup>註16</sup>

といわれるところの実学・実務派官人タイプの真備に近似した資質を  
朝元は持っていたにちがいない。

朝元は滞唐十六年の中、すくなくとも七、八年の間、医学修得の研  
鑽を積み、真備入唐と入れ替って帰朝の途についた。養老二年(718)  
夏のことであった。前年に入唐した第八次遣唐使団の中、副使藤原朝  
臣宇合の船に同船して、第七次遣唐使の副使坂合部宿禰大分・留学僧  
道慈らと共に無事に帰国した。養老二年十二月二十五日には入京して  
いる。

「法師及び慶は、唐に在りて死ぬ。元は本朝に歸り、仕へて大夫に  
至る」とあるから、弁正と朝慶は、この養老二年の夏以前に唐にあっ  
て没したことが知られるから、弁正・朝慶の位牌を抱いてひとり帰国  
することになった朝元の心の支えとなったのは、往復の行を共にした  
釈道慈であった。また、この帰国に際して知遇を得ることとなった宇  
合との接触は、後に朝元の女を宇合の子淨成に嫁すこととなり、外孫  
種継を持つことになった。また、道慈の許へは子の一人を、おそらく  
『懐風藻』に見える釋道融を弟子入りさせたかとも考えられる。

#### (四) 新帰朝者

養老二年(718)十二月十三日、「多治比真人縣守等自唐国至。」  
十五日「進節刀。此度使人略無闕亡。前年大使從五位上坂合部宿禰  
大分亦隨而來歸。」と『続日本紀』にはあって、朝元もこの年度末に  
故郷山背国葛野の里に到着したものと思う。大宝二年に日本をあとに  
して十八年ぶりのなつかしい故郷であった。この十八年間に、文武崩  
じ元明を経て元正女帝の時代になっており、都も藤原の地をすてて平  
城に遷っていた。年号は慶雲・和銅・靈龜・養老と四度改元され、文  
運の進展もめざましく、『古事記』が完成し、諸国に『風土記』撰進  
の詔が下り、『日本書紀』も完成間近かであった。多感な少青年期を

送った唐都長安とは違った日本の——山城の風土は朝元にどのような  
影響を与えたのか今は明らかにし得ない。故郷の家に落着き日本の生  
活に戻りはじめた翌三年(716)夏四月九日、朝元は忌寸の姓を賜つ  
た。そして、医術をもって官に仕える準備にとりかかりはじめたこ  
であらう。

#### (五) 初叙位

朝元に忌寸賜姓のあったのが養老三年(719)四月であり、養老五年  
(721)一月には「從六位下」にあつて医術優秀者として賞賜されてい  
る。朝元の初叙位が何時であり何位であったを分明するには選叙令の  
規定を基準にするしかあるまい。選叙令の授位規定には、

授位者。皆限三年廿五以上。課入色年限。起唯以蔭出身。皆限二年

廿一以上。

とあり、また、同じく、

五位以上、子出身者。一位嫡子從五位下。庶子正六位上。二位嫡  
子正六位下。庶子及三位嫡子從六位上。庶子從六位下。正四位嫡  
子正七位下。庶子及從四位嫡子從七位上。庶子從七位下。正五  
位嫡子正八位下。庶子及從五位嫡子從八位上。庶子從八位下。三  
位以上蔭及孫。降子一等。調。嫡孫降嫡子。外位蔭准內位。其  
五位以上。帶勳位高者。即依當勳階。同官位蔭。四位降一  
等。五位降二等。子蔭位也。

とある。これを基準として考証してみれば次のごとくである。

まず、その出身に当って、蔭位の場合の可能性を考えてみると、養  
老五年の從六位下が初叙とすれば、三位の庶子ということになるが、  
秦氏で三位にのぼったものの正史の記録はないので、朝元の出身は蔭  
子ではないことがわかる。ということは朝元の初叙位は二十五歳以上  
の年齢の時でなければならぬことになるはずである。つまり朝元は  
養老五年(721)一月には若くても二十五歳以上でなければならぬこ

となる。かりにこの五年に初叙位としてこの時二十五歳ならば出生は文武元年(697)ということになる。なお、この養老五年正月の『続日本紀』の記事は授位記事ではなく賞賜記事であり、養老三年四月の記事が賜姓記事であるからして、おそらく朝元の従六位下授位はその間の養老四年(720)正月であったとするのが妥当であると推定したい。時に数え年二十六歳であったことになる。すると出生は持統九年(695)ということになるのである。

朝元の出生を持統九年(695)、初叙位を養老四年(720)とすれば、大宝二年(702)入唐時は八歳ということになり、唐土出生説は成り立たないことが明瞭となるのである。

#### (六) 貴族官僚への道

養老四年(720)二十六歳で従六位下に初叙された朝元の貴族官僚への歩みをみると次のごとくである。

養老五年(721)正月二十七日にも従六位下であったが、その十年後、初叙位からは十二年後の天平三年(731)正月にやっと三十七歳の時に、貴族官僚の末端の下級貴族の席を占める五位に至った。ただし、内位ではなく、外従五位下であった。養老五年に従六位にあった朝元が天平三年に外従五位下に叙されるまでの十年間のうち彼の消息で明らかかなものは、天平二年、つまり、外従五位下授位の前年三月のことである。譯語(通訳)を養成する詔によって弟子二人をとって漢語を教授したという記事である。この記事から推して、翌年の授位はこの譯語養成の功勞によるものであろうか。

なお、不確であるが、次のようなことが推定できるかと思うのである。

養老五年(721)、医術を賞されての賜品の中の鍍銀口をもって巨椋池周辺の開墾を果したか。良田一〇〇万町の開墾計画の政策発表がなされたのは翌六年四月のことであり、その翌年四月には三世一身法が制定され、ますます墾田擴張事業に拍車がかけられていった時代であった。その墾田政策に協力し実績をあげた功により、聖武天皇即位の

年、神龜元年(724)に特進して正六位下か上に授位されたか。あるいは、神龜三年(326)正月に同族の秦忌寸足国が正六位上から従五位下に授位されているから、この時に朝元は正六位上に授位されたかとも考えられる。どちらかといえば聖武即位の年の授位に正六位となったと推定したい。

#### (七) 再度の渡唐

『懷風藻』の弁正伝によれば、元は本朝に帰り、仕へて大夫に至る。天平年中に、入唐判官に拝さる。大唐に到りて、天子に見ゆ。天子其の父の故を以ちて、特に優詔へ、厚く賞め賜したまふ。本朝に還り至りて、尋ぎて卒す。とあって、「天平年中」の「遣唐判官」とあるから、第九次遣唐使の時であろう。

第九次遣唐使は天平四年(732)八月十七日にその大使以下の任命があった。大使多治比真人広成・副使中臣朝臣名代・判官平群朝臣広成・田口朝臣養年富・紀朝臣馬主・准判官大伴宿禰首名で判官四名の中一名不記であるが、おそらく秦忌寸朝元であったのだろう。翌五年夏四月三日遣唐四船難波津を出発、その年の中に入唐した。

帰国は、大使の第一船は翌六年十月二十日に多禰島に帰着し、七年三月十日に入京し節刀を進めている。第二船(副使中臣名代)は南海に漂流し、天年八年八月帰朝。第三船(判官平群広成)は林邑国に漂着し、天平十一年十月帰朝。第四船は漂流して消息不明。朝元は七年四月に外従五位上を授位しているから、大使と行を共にして七年三月に帰国入京したことがわかる。

この度の遣唐使の一員に請益生秦大麻呂が往復とも行を共にしたようであるが、朝元と近い親等の人物であると思われる。「請益生と請益生僧は、入唐前にすでに日本において一応の研究と修業を積み、ひとかどの専門家となり、相当の地位についているものが、その専門分野での特殊な問題を研究するために入唐する場合を指して呼んだ言葉である。」といわれているから、この大麻呂は秦氏でもかなりの人物

でり、朝元と近い関係にあったことがわかる。彼は帰国後、五月七日に『問答』六巻を献上している。内容は知られていない。また、真備・玄昉も第一船で帰国している。

(F) 外孫種継の誕生と図書頭任官

天平九年(737)という年は全国に疫病が流行して多くの罹病者が出たが、藤原不比等の四兄弟(武智麻呂・房前・宇合・麻呂)が罹没した。この年、山部王のちの桓武天皇が誕生した。また、藤原種継もこの年の出生である。『公卿補任』によれば、延暦四年(785)条に、

中納言 正三位 種継九十四 九月廿三日夜、燭下被射。

とあるのに拠れば、その誕生は天平九年(737)ということになるのである。この種継は『公卿補任』天応二年(782)条に、

参議 正四位下 藤種継五十 参議正三位式部卿大宰帥宇合孫。淨成三年辛巳生。

とあり、『尊卑分脉』に、種継の母を「母秦源女」としてあるから、朝元の外孫であることがわかる。

この年、朝元の個人事項としては十二月廿三日に、図書頭に任官している。吉田宜の後任であった。令制の官司の一つで、中務省の図書寮の長官である。「職員令」によれば、

頭一人。掌<sub>ル</sub>經籍。図書。謂<sub>フ</sub>五經六籍河圖洛書之類。修<sub>ニ</sub>撰國史。謂<sub>フ</sub>撰國事。修<sub>ニ</sub>内典佛像。宮内礼佛。謂<sub>フ</sub>宮中諸作佛事也。正月金光明會。謂<sub>フ</sub>撰史書也。及臨時轉讀般若等之類。其京外者

文書。校寫。裝潢。謂<sub>フ</sub>截治曰裝。染色曰潢。即寫書以下諸手者。皆得考人也。功程。給<sub>ニ</sub>紙筆墨二事。助一人。大允一人。少允一人。大属一人。少属一人。寫書手廿人。

掌<sub>ル</sub>校寫。書史。裝潢手四人。掌<sub>ル</sub>裝潢。經籍。造紙手四人。掌<sub>ル</sub>校寫。書史。造筆手十人。掌<sub>ル</sub>造筆。管。造墨手四人。掌<sub>ル</sub>造墨。使部廿人。直丁二人。紙戸。

とあって、経籍圖書の保管・国史の修撰、宮中の仏事、校写装潢の紙筆墨類をつかさどった。助・允・属のほかには写書手・装潢手・造紙手

・造筆手・造墨手紙戸などの特殊技能者を管掌する職であった。この任にあったのは、十五年六月三十日に林王が任ぜられるまでの期間と

(G) 任典薬頭の時期

天平十五年六月三〇日に図書頭の官を林王に譲った後の朝元の任官は不明であるが、吉田宜が図書頭の次に任じたのが典薬頭であったから、朝元も典薬頭に任官したかとも思われる。だが、天平十五年六月三〇日に典薬頭には倭武助が任官されていることが続日本紀にあるからこの時ではない。倭武助はこの年十一月十三日に外従五位下から内位の従五位下を特授されているから、典薬頭としての功績があったものと思われる。倭武助の記録はこれ以後見当たらないので間もなく他界したのであろう。この倭武助の後に、天平勝宝六年(754)七月十三日に忌部鳥麻呂が任ぜられている。この間十二年の長きに亘って倭武助がその任にあったとは考えられないから、かつて医師優秀者として賞賜の経歴を持つ朝元が、典薬頭になったのは妥当なコースであったといえよう。

典薬寮とは、令の規定によると、次のごとくであった。

頭一人。掌<sub>ル</sub>諸藥物。療<sub>シ</sub>疾病。謂<sub>フ</sub>依<sub>ニ</sub>醫令<sub>ニ</sub>五位以上疾也。並<sub>ニ</sub>藥問<sub>ニ</sub>並<sub>ニ</sub>醫師<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>也。及<sub>ニ</sub>藥園事<sub>ニ</sub>

助一人。允一人。大属一人。少属一人。醫師十人。掌<sub>ル</sub>療<sub>シ</sub>諸疾病。及<sub>ニ</sub>診候<sub>ニ</sub>。醫博士一人。掌<sub>ル</sub>諸藥方脉經。教<sub>ニ</sub>授<sub>ニ</sub>。醫生等

醫生卅人。掌<sub>ル</sub>學<sub>ニ</sub>。諸醫療。針師五人。掌<sub>ル</sub>療<sub>シ</sub>諸瘡病。及<sub>ニ</sub>補寫<sub>ニ</sub>。謂<sub>フ</sub>瘡者謂<sub>ニ</sub>之。針博士一人。掌<sub>ル</sub>教<sub>ニ</sub>。針生等。針生廿人。掌<sub>ル</sub>學<sub>ニ</sub>

針。案摩師二人。掌<sub>ル</sub>療<sub>シ</sub>。諸傷折。案摩博士一人。掌<sub>ル</sub>教<sub>ニ</sub>。案摩生等。案摩生十人。掌<sub>ル</sub>學<sub>ニ</sub>。案摩療<sub>シ</sub>。傷折。咒禁師一人。掌<sub>ル</sub>咒禁。咒禁博士一人。掌<sub>ル</sub>教<sub>ニ</sub>。咒禁生。咒禁生六人。掌<sub>ル</sub>學<sub>ニ</sub>

咒禁。藥園師二人。掌<sub>ル</sub>知<sub>ニ</sub>。藥性色目。謂<sub>フ</sub>寒温為<sub>ニ</sub>性。形狀。為<sub>ニ</sub>色。名稱<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>目也。種<sub>ニ</sub>採<sub>ニ</sub>。蘭諸草。及<sub>ニ</sub>教<sub>ニ</sub>。藥園生。藥園生六人。掌<sub>ル</sub>學<sub>ニ</sub>。諸藥。使部



廿人。直丁二人。葉戸。乳戸。

天平十六年春から天平十八年三月に主計頭に任官するまでの間ということになり、天平十八年正月には典薬頭であったと推定される。

さて、たまたま萬葉集に不名誉な記録をとどめられることになった天平十八年春正月には典薬頭として、太上天皇の雪宴に侍したことになる。

(4) 天平十八年正月の雪宴

萬葉集卷十七に、

十八年正月、白雪多に零りて地に積むこと數寸なり。時に左大臣橋卿、大納言藤原豊成朝臣及び諸正臣等を率て、太上天皇の御在所西院のに参入りて、掃雪に供へ奉りき。ここに詔を降して、大臣参議并に諸王は、大殿の上に侍はしめ、諸卿大夫は南の細殿に侍はしめて、酒を賜ひて、肆宴ししたまひき。勅してのりたまはく、汝王卿等、いささかこの雪を賦よみて各その歌を奏せとのりたまひき。

左大臣橋宿禰、詔に應ふる歌一首(三九二二)

紀朝臣清人、詔に應ふる歌一首(三九二三)

紀朝臣男梶、詔に應ふる歌一首(三九二四)

葛井連諸會、詔に應ふる歌一首(三九二五)

大伴宿禰家持、詔に應ふる歌一首(三九二六)

藤原豊成朝臣、巨勢奈呂麻呂朝臣、大伴牛養宿禰、藤原仲麻呂朝臣、三原王、智奴王、船王、邑知王、小田王、林王、穂積朝臣

老、小田朝臣諸人、小野朝臣綱手、高橋朝臣國足、太朝臣徳太

理、高丘連河内、秦忌寸朝元、檜原造東人。

右の件の王卿等、詔に應へて歌を作り、次によりて奏しき。登時そのとき記さず、その歌漏り失せぬ。但、秦忌寸朝元は、左大臣橋卿たはが謹れて曰く、歌を賦たはがむに堪へずは麿を以ちて贖へ、といふ。これに因りて黙止もだをりき。

とあって、朝元以外の参列者はそれぞれ応詔歌を奏上したが、朝元ひ

とり奏上しなかったといわれている。その間の事情は、井上通泰『萬葉集新考』にいう

靡堪云々は歌ヲ賦スルニ堪ヘザラバ麿ヲ以テ贖へとよむべし。

〔中略〕さて此ニ因リテ黙止スとあるを見れば全く得作らざるにはあらねど大臣に反抗するに當るが故に作らざりしなり。

というのがその真相であったとしたい。というのは当時の官人、それも五位以上の貴族官僚が詩酒賜宴の応詔歌一首作り得ないということはないのであって、一応の歌らしい歌作りは出来たのであり、自作でなければ代作を用意して出かけたたり、他人の作を伝誦したりしてその場をとり繕うだけの才覚があったはずなのである。

さて、朝元が「此ニ因リテ黙止」したのは、大臣諸兄の言辭への追従であり、さらには、市村宏氏の、

この栄えある席に列なりながら、歌の詠めない朝元に、諸兄が「麿香で代弁しなさい」といったので、君前とはいえ一同思はず失笑した。これは諸兄の他意のない洒落であった。がこの洒落がピタリと当るためには、その時の朝元が典薬頭であったことが必要である。このあと彼は主計頭になったが、それではこの洒落は生きない。麿香は典薬頭の管理する高貴葉であったからである。

〔中略〕

またこの頃は、或種の刑罰を銅を以て贖うことが法によって許された時代で、今日の罰金や過料に似た法制があったためで「以テ贖之」という洒落が、歌の出せない、多分は典薬頭の朝元に對するものとして、口をつけて出たのであろう。満座失笑のさまが印象深く、余談ながら席に列っていた家持によって記録されたものとみえる。註15

というご指摘は部分的に正しいといえよう。部分的とは、一つには朝元が当時典薬頭の任にあったであらうこと、二つには麿香である。しかし、「歌の出せない」人物評価は當を得ていないはずである。この間の事情は、歌を奏上しようとしかけたところに諸兄の言葉があつて、

奏上しかねたのであった。朝元が、「性滑稽にして、談論に善し」といわれた弁正の資質を承けていたのならば、とっさに麝香をふまえた当意即妙な応酬が出来たのであろうが、それはなかったらしい。

#### (四) 任主計頭

さて、この賜宴応詔の二カ月のちの三月、朝元は拔擢されて主計寮の長官に任命された。

民部省所管の主計寮は、

頭一人。掌<sub>レ</sub>計<sub>ニ</sub>納調及雑物<sub>一</sub>。調、除<sub>レ</sub>調以外、唐及支<sub>三</sub>度國用<sub>一</sub>。勘<sub>ハ</sub>勾<sub>ハ</sub>

用度<sub>ト</sub>助一人。大允一人、少允一人。大属一人。少属一人。算師二人。

人。掌<sub>レ</sub>勘<sub>ニ</sub>計<sub>一</sub>。調庸及用度<sub>ト</sub>。史生六人。使部廿人。直丁二人。

と規定されており、頭は、中央に送られてくる調庸の計納・国の費用の準備・用度の勘検をしたのであって、国家の財政担当事務官の長官であった。この人事は、当時、東大寺造管に着工し、大仏造願工事が始められていたから、その財務担当者に山城の秦忌寸氏の財力資力を利用しようとしたためであったと思われる。

#### (五) 栄光の死没

さて、大仏の完成は天平勝宝元年(749)七月のことである。朝元の死没は勝宝三年十月に成撰した『懐風藻』に「本朝に還り至りて、尋いで卒す」とあるからには勝宝三年以前には死没していたことになるが、おそらく大仏完成後の勝宝元年末か二年の初めであったとしたい。なお、主計頭の任は後任の阿倍鷹が天平勝宝元年(749)八月十日に任官しているから、大仏完成と同時に辞任したことになる。その功によって秦忌寸氏初の従四位下に特授されたものと思われる。そして、四年間の財務担当者としての激務の果てに病を得てその年の末か翌二年初め頃に死没したものと推定できよう。それは栄光の死没であったといえるか。

以上素描したことく、朝元その生涯は決して文学者の一生ではなかった。主たる職能は医術にあったが、その属する秦忌寸氏の財力の

ために主計頭となり、従四位下の中級貴族にのぼりえたが、心労の果てに五十五、六で没した卑姓官人の一人であったといえる。

#### 五 おわりに

稿を急ぐのあまり書きこみの足りない蕪雑な拙考であるが、大方のご教示ご叱正をいただきあらためて後考を俟つことにしたい。

註1 『萬葉集略解』による。

註2 『萬葉集古義』による。

註3 『萬葉集新考』による。

註4 『萬葉集評釋』による。

註5 『萬葉集全註釋』による。

註6 『評釋萬葉集』による。

註7 『萬葉集私注』による。

註8 田中重久『聖徳太子御聖蹟の研究』の中、「広隆寺創立の研究」に詳しい。

註9 同前

註10 今井啓一『秦河勝』所収の「秦氏とその遺蹟・伝承——山城・河内における——」に詳しい。

註11 桓武天皇の生母は、帰化系氏族の和乙継の女高野新笠である。光仁・桓武の二代に亘る山城系帰化氏族との関係は、村尾次郎『桓武天皇』に詳しい。

註12 『懐風藻』の釈道慈伝による。

註13 『旧唐書』倭国日本伝の記事「長安三年、其大臣朝臣真人、来貢方物」による。

註14 宮田俊彦『吉備真備』に詳しい。

註15 杉本直次郎『阿倍仲麻呂伝研究』に詳しい。

註16 註14と同じ。

註17 森克己『遣唐使』による。

註18 「秦忌寸朝元」(東洋大学「上代文学研究会会報」第14号所載)

秦 忌 寸 朝 元 関 係 年 譜

日本年次	西暦	皇天	推定	一般事項	朝元事項	関係人物
日本年次 應神14~16	西暦 312—300	皇天 應神15	推定	○秦の帝室の後裔、弓月君ら百廿七県、百濟より来日帰化		
雄略12	479—458	雄略21			○十月、木工間鷄御田、伊勢采女を姦せる疑いをうける。秦酒公、琴声をもって救う。 ○諸国に分散する秦民を集めて、秦造酒に賜う。	雄略天皇(11・9一六六四)
〃	〃	〃			○七月、秦の民を全国に分散させる。	
宣化4	539—535	宣化28			○欽明天皇即位前、山背国紀伊郡深草里の秦大津父を近侍寵愛する。 ○十二月、秦大津父、大蔵省を拜す。	
欽明1	540	欽明29				
推古11	603	推古33			○十一月、秦造河勝、聖徳太子より仏像を承けて、峰岡寺を造り安置礼拝する。 ○十月、秦造河勝、新羅使の導者となる。	
〃	610	〃				
皇極3	644	皇極35			○七月、時に、葛野の秦造河勝、大生部多を打ちこらしめる。(国司であったか)	
大化1	645	〃			○九月、謀反の一味に、朴市秦造田来津あり。	
〃	649	孝徳36			○三月、山田麻呂側の殺戮者十四名中に、秦吾寺(赤猪の近侍者か)あり。	蘇我赤猪(別名、秦)
齊明4	658	齊明37			○十月、紀温泉に行幸 ○十月、天皇、亡孫建王を想い歌三首をうたう。その伝誦を秦大蔵萬里に託す。	

大宝 1	文武 1	〃 10	持統 9	持統 8	朱鳥 1	〃 14	〃 13	〃 12	〃 9	天武 5	〃 10	〃 5	〃 2	天智 1	斉明 6	
701	697	696	695	694	686	685	684	683	680	672	671	666	663	662	660	
		持統 <sup>41</sup>		持統 <sup>41</sup>		天武 <sup>40</sup>				天智 <sup>38</sup>						
7	3	2	1													
○八月、大宝律令を制定	○八月、文武天皇即位	○五月、吉野へ行幸		○十二月、藤原京に遷都	○八月、天武天皇不豫	○九月、天武天皇没(65)	○六月、連姓十一氏に忌寸姓を賜う。	○十月、八色の姓を制定。	○九月、直、造姓の三十八氏に連姓を賜う。			○六月、壬申の乱。	○十二月、天智天皇没(58)。弘文天皇(大友皇子)即位。	○冬、百濟人二千余人を東国に置く。	○八月、白村江の戦で百濟滅ぶ。	○九月、百濟救援軍を派遣
		○五月、秦造綱手、壬申の功により忌寸姓を追贈される。	△朝元誕生。		○八月、秦忌寸石勝、土左大神への奉幣使となる。		○六月、秦連、秦忌寸と改賜姓。		○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、壬申の功臣、小錦下秦造綱手卒。大錦上位を贈らる。		○六月、大海人皇子(天武天皇)側の大件吹負の輩下として、秦造熊、飛鳥古京攻略に活躍し功績を立てる。	○七月、近江軍の将、秦友足、鳥籠山で戦死	○八月、朴市田来津、戦死。	○十二月、朴市田来津、豊璋に軍略上、遷都を建言。	○九月、小山下秦造田来津、百濟救援のため派遣され国政を監す。
				藤原宇合(出生)												

731	730	729	726	725	724	722	721	720	719	718	717	715	713	712	710	704	702
3	2	1	3	2	1	6	5	4	3	2	1	1	6	5	3	1	2
神龜	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
龜	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
1	3	2	1	3	2	6	5	4	3	2	1	1	6	5	3	1	2
元44正	元43明	元42武															
37	36	35	32	31	30	28	27	26	25	24	23	21	19	18	16	10	8
	○三月、訳語を養成する旨の詔くだる	○二月、長屋王の変、長屋王没(54) ○八月、改元			○二月、聖武天皇即位	○四月、良田一〇〇万町の開墾を計画	○一月、学業優秀者に賞賜	○五月、「日本書紀」成る		○十月、第八次遣唐使帰国。 ○十二月、入京。	○三月、第八次遣唐使を派遣	○九月、改元。元正天皇即位	○五月、「風土記」撰進の詔下る	○一月、「古事記」成る	○三月、平城京に遷都	○七月、第七次遣唐使の執節使ら一行帰国	○六月、第七次遣唐使出発
○一月、外従五位下を授かる	○三月、弟子二人に漢語を教授する				△正六位上を授かるか。	△巨椋池治水に加担か。	○一月、医術従六位下にあつて、賜品さる。	△一月、従六位下を授かるか。	○四月、朝元、忌寸の姓を賜う。	△この年までに、弁正・朝慶のふたり死没。 み帰国。							○六月、弁正に伴われて朝慶と共に渡唐。
大伴旅人(没67)			秦忌寸足国(従五位下)	藤原宇合(参議)	秦女王(誕生)						藤原宇合(副使)・吉備真備・阿倍仲麻呂(留学生)・玄昉(留学僧)					山上憶良(163)	秦忌寸広庭(四月に伊勢神宮に献物する)。山上憶良(遣唐少録)。道慈(遣唐留学僧)

天平宝字 3	天平勝宝 3	天平感宝 1	19	18	17	14	13	12	10	9	8	7	6	5
759	751	749	747	746	745	742	741	740	738	737	736	735	734	733
淳仁		孝謙	聖武											
		55	53	52	51	48	47	46	44	43	42	41	40	39
○一月、「萬葉集」終る	○十一月、「懷風藻」成る	○四月、改元 ○七月、改元。孝謙天皇即位。東大寺大仏成る	○九月、東大寺に大仏鑄造始まる	○四月、東大寺の造営に着工	○五月、都を平城京に戻す ○十月、大倭金光明寺（東大寺）に大仏造願することになる	○八月、紫香楽宮経営	○三月、国分寺建立の詔	○九月、藤原広嗣の乱 ○十二月、恭仁京へ遷都		○疫病流行し、藤原氏の四兄弟をはじめ多数罹病死亡す。	○六月、遣新羅使を派遣	○三月、遣唐大使入京	○十月、遣唐大使ら多祢島に帰着	○五月、第九次遣唐使を派遣
		△七月、從四位下を特授されるか △年末、朝元病没か	○一月、大上天皇（元正）の御在所に参上して掃雪に供奉す。肆宴の折、雪を賦す歌を奏せとの詔あり。朝元、奏歌なし。 △一月、典葉頭であったか ○三月、主計頭となる						○十二月、図書頭となる ○外孫、藤原種継出生		○三月、帰朝入京。 ○四月、外從五位上を授かる		○遣唐判官として入唐。	
大伴家持（因幡守）		秦忌寸石竹（越中省）	秦忌寸嶋麻呂（從四位下長門守卒）	橘諸兄（左大臣）・大伴家持（宮内少輔・七月に越中守）・秦忌寸八千鳥（越中大目）・秦忌寸太魚（外從五位下野守）	長官	秦下嶋麻呂（從四位下、賜姓大秦公） 秦女王（從四位下）・秦公嶋麻呂（造宮輔）・佐伯今毛人（大倭国少掾・造東大寺司次官）・市原王（造東大寺司長官）			秦許遍麻呂	山部王（桓武天皇）誕生	秦間麻呂・秦間滿	真備・玄昉・秦大麻呂	秦忌寸大宅（外從五位下）	多治比巢守（大使）・秦大麻呂（請益生）

天 平 宝 字 7	天 平 神 護 2	宝 亀 2	"	"	"	天 応 1	延 暦 1	"	"	"
763	766	770	774	775	776	781	782	783	784	785
桓武						光 <sup>49</sup> 仁			称 <sup>48</sup> 徳	
<p>○四月、桓武天皇即位</p> <p>○一月、水上川継の変 ○八月、改元</p> <p>○六月、長岡京の着工</p> <p>○九月、造長岡宮長官藤原種継、大伴竹良らに暗殺さる。皇太子早良親王を廃し、安殿親王(平城天皇)を太子とする</p> <p>○十一月、外孫藤原朝臣種継、従五位下を授かる</p> <p>○九月、種継、山背守となる</p> <p>○一月、種継、従五位上を授かる</p> <p>○九月、種継、近衛少将となる</p> <p>○十二月、山背国葛野郡人秦忌寸箕造等九十人、朝原忌寸の姓を賜う</p> <p>○四月、種継、従四位上を授かる(左京大夫兼下総守)</p> <p>○七月、種継、左衛士督兼近江守となる</p> <p>○十月、正六位上朝原忌寸道永、外従五位下を授かる</p> <p>○閏一月、朝原忌寸道永大外記となる</p> <p>○三月、種継、正四位下を授かる</p> <p>○八月、陰陽を解する者十三名中に道永の名あり</p> <p>○二月、種継、右大弁兼播磨守となり、七月に正四位上を授かる</p> <p>○十一月、道永、大学助を兼ねる</p> <p>○三月、道永、越後介を兼ねる</p> <p>○六月、種継、中納言正三位式部卿左衛門督按察使で、造長岡使となる</p> <p>○十二月、山背国葛野郡人、秦忌寸足長(従五位上)</p> <p>○八月、道永、従五位下を授かる</p> <p>○九月、種継射殺され没す(49)</p> <p>○十月、足長、主計頭となる</p> <p>○十一月、道永、東宮学士となる</p> <p>太秦公忌寸宅守(従五位下)</p> <p>大伴家持</p> <p>朝原内親王(桓武天皇皇女、斎王)</p> <p>吉備真備(没83)</p> <p>秦女王(従四位上)</p>										

